

山鹿市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第10号

山鹿市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市営住宅条例施行規則（平成17年山鹿市規則第161号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「敷地」を「市営住宅等」に改め、同条第1項中「第73条」を「第73条第1項（同条第2項に規定する使用を除く。）」に、「敷地の」を「市営住宅等の」に、「敷地目的外使用許可申請書」を「市営住宅等目的外使用許可申請書」に改め、同条第2項中「敷地目的外使用許可書」を「市営住宅等目的外使用許可書」に、「敷地目的外使用却下通知書」を「市営住宅等目的外使用却下通知書」に改める。

別表中「同条同項」を「同項」に改める。

様式第39号中「敷地目的外使用許可申請書」を「市営住宅等目的外使用許可申請書」に改め、「団地 棟 号」を削り、「入居者氏名」を「申請者」に、「敷地の」を「市営住宅等の」に改める。

様式第40号中「敷地目的外使用許可書」を「市営住宅等目的外使用許可書」に、「敷地目的外使用の」を「市営住宅等目的外使用の」に、「敷地を」を「市営住宅等を」に改める。

様式第41号中「敷地目的外使用却下通知書」を「市営住宅等目的外使用却下通知書」に、「敷地目的外使用の」を「市営住宅等目的外使用の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。